

兵庫県公報

平成20年 4月30日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則（教育課）.....	1
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（疾病対策課）.....	1
建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）.....	2

公布された法令のあらまし

- 兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則（規則第44号）
兵庫県私立学校審議会の効率的な運営を図るため、当該審議会の委員の定数について所要の整備を行うこととした。
- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第45号）
早期治療の観点からB型肝炎及びC型肝炎のインターフェロン治療に係る医療費を助成する肝炎治療特別促進事業を実施することに伴い、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市が処理する事務に、当該事業に係る医療の給付を受けようとする者等から当該医療の給付に関して知事に提出される書類の受理に関する事務を追加する等所要の整備を行うこととした。
- 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第46号）
建築基準法の一部改正により、用途地域の指定のない区域内における床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等の建築等については、知事の許可を受けなければならないこととされたこと等に伴い、当該許可の申請に必要な添付書類を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年 4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第44号

兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県私立学校審議会委員の定数を定める規則(昭和38年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。
本則中「20人」を「15人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 5月 1日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第45号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表68の項1中「又は第5号」を「、第5号又は第10号」に改め、同項3中「第9号」を「第11号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

~~~~~

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第46号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改め、同項第9号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同条第2項第3号中「若しくは第12項ただし書」を「、第12項ただし書若しくは第13項ただし書」に改める。

第18条第1項第1号中「第3項まで」の右に「若しくは第7項」を加え、「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に、「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。